

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>2 〔略〕</p> <p>（払戻金額の公示の方法） 第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払戻金額の公示は、当該払戻金額が適用される募集投資口（同条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれか及び当該投資法人のウェブサイトに掲載（そのウェブサイトがない場合にあつては、当該各号のいずれか）の方法により行わなければならない。 「一・二 略」</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（払戻金額の公示の方法） 第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払戻金額の公示は、当該払戻金額が適用される募集投資口（同条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれか及び当該投資法人のウェブサイトに掲載（そのウェブサイトがない場合にあつては、当該各号のいずれか）の方法により行わなければならない。 「一・二 略」</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（払戻金額の公示の方法） 第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項に規定する方法により行わなければならない。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>（払戻金額の公示の方法） 第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>（払戻金額の公示の方法） 第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。</p>	<p>2 〔同上〕</p>

第 期 [年 月 日から] 営業報告書
日まで

年 月 日提出

〇〇財務 (支) 局長 殿

登録番号 〇〇財務 (支) 局長 第 号

商 号

所 在 地

執行役員名

ウェブサイトのアドレス

(記載上の注意)

1. 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができるとができる。
2. 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人である場合には、当該投資法人のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトにない場合にあつては、その旨) を記載すること。

業 務 の 状 況

[1]～(5) 略]

〇〇財務 (支) 局長 殿

第 期 [年 月 日から] 営業報告書
日まで

年 月 日提出

〇〇財務 (支) 局長 殿

登録番号 〇〇財務 (支) 局長 第 号

商 号

所 在 地

執行役員名

(記載上の注意)

- 法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができるとができる。

業 務 の 状 況

[1]～(5) 同左]